平成２７年（再イ）第８８号
福岡市東区土井２丁目36番40号
再生債務者　田島　茂義
1　決議に付する再生計画案　平成27年６月12日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年７月７日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年７月７日まで
平成27年６月16日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（再イ）第９５号
福岡市東区馬出６丁目14番12―802号
再生債務者　河野　育代
1　決議に付する再生計画案　平成27年６月11日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年７月９日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年７月９日まで
平成27年６月18日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（再イ）第３４号
新潟市西区真砂４丁目11番５号１　ソシア・真砂102号
再生債務者　佐藤　賢司
1　決議に付する再生計画案　平成27年６月２日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年７月13日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年７月13日まで
平成27年６月22日　新潟地方裁判所民事部

平成２７年（再イ）第６号
兵庫県たつの市龍野町富永164番地16
再生債務者　森田　典子
1　決議に付する再生計画案　平成27年５月25日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年７月13日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年７月13日まで
平成27年６月22日
神戸地方裁判所龍野支部個人再生係

平成２７年（再イ）第１号
新潟県燕市秋葉町３丁目14番21―４号
再生債務者　横田　和久
1　決議に付する再生計画案　平成27年５月26日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年７月17日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年７月17日まで
平成27年６月19日　新潟地方裁判所三条支部

平成２６年（再イ）第５１号
広島県大竹市湯舟町５番２号
再生債務者　武谷　一幸
1　決議に付する再生計画案　平成27年５月15日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年７月17日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年７月17日まで
平成27年６月19日
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（再イ）第３号
青森県下北郡東通村大字砂子又字里60番地
再生債務者　井戸向良策
1　決議に付する再生計画案　平成27年６月12日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年７月21日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年７月21日まで
平成27年６月22日
青森地方裁判所民事部再生係

平成２７年（再イ）第６号
広島市佐伯区石内南４丁目21番18号
再生債務者　大汐　幸正
1　決議に付する再生計画案　平成27年６月４日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年７月21日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年７月21日まで
平成27年６月22日
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（再イ）第４号
愛媛県松山市余戸中５丁目３番20号　アネシスヴィブ余戸901号
再生債務者　西野　雅世
1　決議に付する再生計画案　平成27年５月７日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年７月21日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年７月21日まで
平成27年６月22日　松山地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２７年（再ロ）第７号
福岡市早良区田村２丁目７番16号
再生債務者　梶原　浩二
1　決定年月日時　平成27年６月16日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年７月14日まで
4　一般異議申述期間　平成27年７月21日から平成27年７月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（再ロ）第７号
仙台市青葉区愛子中央３丁目11番12号
再生債務者　佐々木雅彦
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年７月16日まで
4　一般異議申述期間　平成27年７月30日から平成27年８月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部

平成２７年（再ロ）第１９号
大阪府寝屋川市香里南之町36番34―910号
再生債務者　山口　　哲
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年７月17日まで
4　一般異議申述期間　平成27年７月21日から平成27年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（再ロ）第１号
徳島県海部郡牟岐町大字中村字山田75番地１
再生債務者　大平　健司
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年７月21日まで
4　一般異議申述期間　平成27年８月３日から平成27年８月10日まで
徳島地方裁判所阿南支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２７年（再ロ）第３号
福岡県糟屋郡粕屋町長者原西３丁目５番10―103号　エクセル工藤
再生債務者　油布　真之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年６月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年６月18日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（再ロ）第３号
大分市大字種具806番地の４
再生債務者　筒井幸之助
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年６月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年６月22日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

会社その他の公告

合併公告
左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.palline.co.jp/
（乙）http://www.pal.or.jp/group/
平成二十七年六月三十日
東京都江東区千石一丁目四番九号
（甲）株式会社パルライン
代表取締役　太田勝嗣夫
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字深輪三九一番地一一
（乙）株式会社パル・メッセージ・サービス
代表取締役　中村　　洋